

次世代自動車等の屋内連系に関する基準の整理について

平成27年2月25日
経済産業省商務流通保安グループ
電力安全課

次世代自動車等(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車)を、家屋等の屋内配線に連系する電源とすることについて、平成24年6月29日に電気設備の技術基準の解釈の改正を行い、次世代自動車等から家屋等に電気を供給する際の電気事業法(以下、「電事法」という)の取扱いを明確にしました。その際、当該車両が道路運送車両法(以下、「車両法」という。)に適合していれば、車両法に規定されていない「使用の際の換気に関する事項」を除き電事法の技術基準にも適合していることが確認されました。

次世代自動車等を所有される方は、安全を確保する観点から、以下の通り留意点を周知いたします。また、次世代自動車等の製造者等は所有される方が十分に留意することができるように周知をお願いいたします。

1. 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令には、第25条第4項に、「内燃機関が一般用電気工作物である場合であって、屋内その他酸素欠乏の発生のおそれのある場所に設置するときは、給排気部を適切に施設しなければならない。」と記載されています。また、第33条第2項に、「燃料電池設備が一般用電気工作物である場合であって、屋内その他酸素欠乏の発生のおそれのある場所に設置するときは、給排気部を適切に施設しなければならない。」と記載されています。
2. これらの一般用電気工作物の技術基準への適合についてその保安責任は所有者又は占有者である旨が、電気事業法第56条に定められています。
3. したがって、次世代自動車等を利用して家屋等へ電気を供給する際、車庫内など換気が悪い場所や囲まれた場所では、酸素欠乏を防ぐため、給排気を可能とする関連装置等を適切に設置して、使用してください。また、車庫内など換気が悪い場所や囲まれた場所では、エンジンをかけたままにしないようにご注意ください。

本件に関する問い合わせ先

経済産業省商務流通保安グループ電力安全課
〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1
電話:03-3501-1742

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety

【参考資料】

- ・電気事業法

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S39/S39HO170.html>

- ・発電用火力設備に関する技術基準を定める省令

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/law/law3.html

- ・電気設備の技術基準の解釈の一部改正について(電気自動車から住宅等への電力供給に係る安全規制の見直し等)(平成 24 年 6 月 29 日)

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2012/06/240629-1.html